

資料
105

公益法人行政の歩み

明治

29. 4. 27 民法公布（31.7.16施行）

昭和

〔10. 6. 3 内閣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル件〕
〔10. 6. 3 法人設立許可申請書及届書調査進達方ニ関スル件〕
18. 3. 18 許可認可等臨時措置法公布（同日施行）
19. 5. 20 許可認可等臨時措置令公布（19.6. 1 施行）
〔35. 8. 3 内閣及び総理府関係許可認可等臨時措置令施行規則〕
〔35. 8. 3 内閣総理大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則〕
〔35. 8. 3 民法法人事務処理要綱〕
42. 8. 14 内閣審議室から各省庁に主管公益法人調査依頼
42. 9. 21 同上 結果発表
42. 10. 11 閣議口頭了解
「公益法人に対する監督方策に関する要綱」
46. 5. 1 総理府管理室設置
46. 6～ 公益法人の指導監督に関する行政監察の実施
46. 12. 21 公益法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告
46. 12. 22 各府省庁文書課長会議
「公益法人監督事務の統一的改善について」（「公益法人監督事務連絡協議会」（以下「協議会」）設置）
47. 1. 28 第1回協議会開催
47. 3. 23 協議会
「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」
「公益法人設立許可申請書の添付書類等に関する申し合せ」
47. 4. 25 協議会
「公益法人管理台帳の申し合せ」
「共管法人取扱の申し合せ」
48. 2～ 公益法人の指導監督に関する行政監察の実施
48. 12. 15 同上 報告
49. 12. 27 「地方公益法人に対する都道府県知事の許可、許可等の事務について」を都道府県に通知
52. 3. 4 協議会
「公益法人会計基準に関する申し合せ」
54. 12. 20 民法及び民法施行法の一部を改正する法律公布（55.6.20施行）
55. 7. 2 協議会
休眠法人に関する「解散登録嘱託書」及び「法人設立許可取消処分公告」の様式決定
58. 10～ 公益法人の指導監督等に関する行政監察の実施
60. 6. 10 事務次官等会議
「公益法人行政の推進について」申合せ（「公益法人指導監督連絡会議」（以下「連絡会議」）を設置、協議会を廃止）
60. 6. 18 第1回連絡会議開催
60. 9. 10 公益法人の指導監督等に関する行政監察結果に基づく勧告
60. 9. 17 連絡会議
「休眠法人の整理に関する統一的基準」決定
「公益法人会計基準（改正）」決定
60. 11. 1 公益法人概況調査実施（以後、翌年から、10月1日現在で毎年調査を実施）

60. 11. 13 第1回都道府県公益法人行政主管課長会議（以後、毎年開催）
60. 12. 5 連絡会議幹事会
「休眠法人の整理に関するモデル要綱」了解
61. 7. 15 連絡会議幹事会
「主務官庁が明らかでない休眠法人の取扱いについて」了解
61. 7. 22 連絡会議
「公益法人の運営に関する指導監督基準」決定
63. 12. 20 連絡会議
「公益法人に対する指導監督の一層の強化について」申合せ

平成

3. 1～ 公益法人等に関する指導監督に関する行政監察の実施
3. 5. 21 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律公布（4. 5. 20施行）（許可認可等臨時措置法廃止）
4. 4. 20 事務次官等会議
「公益法人行政の推進について」申合せの一部改正（「公益法人等指導監督連絡会議」となる。）
4. 4. 30 公益法人に係る主務官庁の権限の委任等に関する政令及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令公布（4.5.20施行）
4. 6. 29 公益法人等の指導監督に関する行政監察に基づく勧告
5. 6. 25 連絡会議幹事会
「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ解説」及び「公益法人の運営に関する指導監督基準に関する申し合せ解説及び取扱指針」申合せ
6. 3. 30 連絡会議幹事会
「届出様式の改善等について」申合せ
6. 9. 13 連絡会議
「公益信託の引受けの許可審査基準等について」決定
6. 12. 16 閣僚懇談会における内閣官房長官発言
「公益法人の見直し状況について」
7. 3. 29 連絡会議
「公益法人の設立許可について」決定
7. 3. 31 閣議における内閣官房長官発言
「公益法人の見直しについて」
8. 7. 3 与党行政改革プロジェクトチーム
「公益法人の運営等に関する提言」
8. 7. 16 閣議における内閣官房長官発言
「公益法人行政の進め方等について」
閣議口頭了解
「公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議の開催について」
8. 9. 20 公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」）
「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」を了承（同日付で閣議決定）
8. 12. 19 関係閣僚会議幹事会
「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指

- 針」申合せ
「所管不明法人の所管確定作業の進め方」申合せ
9. 9. 9 指定法人等の指導監督に関する行政監察に基づく勧告
9. 12. 16 関係閣僚会議
「公益法人の設立許可及び指導監督基準の一部改正について」を了承（同日付で閣議決定）
初めての「公益法人に関する年次報告」を了承（同日に閣議配布）
関係閣僚会議幹事会
「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針の一部改正について」申合せ
10. 11. 27 指定法人等の指導監督に関する行政監察（行政委託型法人等の総点検の推進状況）結果に基づく勧告
10. 12. 4 関係閣僚会議幹事会
「公益法人の営利法人等への転換に関する指針について」申合せ
「行政委託型法人等の総点検の推進について」申合せ
「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針の一部改正について」申合せ
10. 12. 8 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
11. 7. 16 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律公布（民法等の一部改正）
11. 10. 29 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
11. 11. 25 公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令の一部を改正する政令公布（12.4.1施行）
12. 3. 31 関係閣僚会議幹事会（持ち回り）
「行政委託型法人等の総点検の推進についての一部改正について」
12. 6. 7 中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令公布（公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正。13.1.6施行）
12. 11. 17 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
12. 12. 1 「行政改革大綱」を閣議決定
13. 1. 30 閣議後閣僚懇談会
（橋本行政改革担当大臣（当時）から、各閣僚に対し、国所管の全公益法人について平成12年度内を目標に総点検を行い、その結果を報告するよう要請）
13. 2. 9 関係閣僚会議幹事会
「公益法人の指導監督体制の充実等について」申合せ
13. 4. 13 関係閣僚会議
「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」
「国の所管する公益法人の総点検について」
「公益法人の指導監督体制等の整備状況について」報告
13. 6. 15 中間法人法（平成13年法律第49号）公布（14.4.1施行）
13. 7. 23 政府行政改革推進本部
「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」報告・了承
「公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて～」報告
13. 8. 28 関係閣僚会議幹事会
「インターネットによる公益法人のディスクローチャーについて」申合せ
13. 11. 20 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
13. 12. 19 総務省において開催した公益法人会計基準検討会から「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間報告）」を取りまとめ、公表
13. 12. 25 「公務員制度改革大綱」を閣議決定（退職公務員の公益法人への再就職に係るルール）
14. 3. 29 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」及び「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
関係閣僚会議幹事会
「公務員制度改革大綱に基づく措置について」申合せ
「公益法人会計基準の検討について」申合せ
14. 8. 2 政府行政改革推進本部
「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」報告
14. 9. 17 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
15. 3. 28 関係閣僚会議幹事会
公益法人会計基準検討会から「公益法人会計基準検討会報告書」報告
15. 6. 27 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
15. 8. 1 「公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会の設置について」申合せ（「公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会」設置）
15. 9. 16 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
16. 7. 28 総務省において開催した公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会が報告書を取りまとめ、公表
16. 7. 30 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
16. 10. 1 閣議において関係閣僚会議の廃止を口頭了解
16. 10. 14 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」）の設置を関係省庁申合せ
関係省庁連絡会議
「公益法人会計基準の改正等について」申合せ
16. 12. 24 「今後の行政改革の方針」を閣議決定（公益法人制度改革の基本的枠組みの具体化）
17. 3. 2 関係省庁連絡会議
「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について」申合せ
17. 3. 23 関係省庁連絡会議幹事会
「公益法人会計基準の運用指針について」及び「公益法人会計における内部管理事項について」申合せ
17. 8. 5 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
17. 12. 24 「行政改革の重要方針」を閣議決定
18. 6. 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）公布
18. 8. 15 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」の一部改正を閣議決定
閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
19. 4. 1 内閣府に公益認定等委員会を設置
19. 6. 15 公益認定等委員会から政令及び内閣府令の制定について内閣総理大臣に答申

資料
106

諸外国における非営利団体制度

	英国 (イングランド・ウェールズ)	米国 ^(注) (カリフォルニア州)
根拠法	- 法人格：会社法 - 公益性認定：チャリティ法	- 法人格：非営利法人法（州法） - 税制：内国歳入法（連邦政府）
概要	- 英国では、チャリティ目的（公益・慈善目的）を持ったチャリティ団体が民間非営利公益活動を行っている。 - チャリティは、法人格の有無は問われず、チャリティ委員会（第三者機関）によって公益性が承認されれば、チャリティとして登録できる。 - 登録チャリティとして資格が付与されると、税制上の優遇措置が享受できる。	- 米国では非営利法人の統一的な連邦法は存在せず、法人格の取得は各州法によって規定されている。 - 非営利法人は、法人格の有無を問わず、連邦法である内国歳入法により、公益性が認められれば、免税措置を受けられる。 - 経済的利得を目的とする活動を行ってはならない。 - 原則として、その収益や利益を構成員に分配できない。 - 米国内外を問わずあらゆる地域に事務所を開設し、活動できる。
公益性 認定条件	- チャリティ委員会が、団体の目的が非営利であり、目的事業を行う能力の有無で公益性を判断。 - 公益性の基準は法文化されておらず、判例主義で判断。 - 法人格は必要なし	- 団体が非営利であり、経済的利得を目的とする活動を行わない - 原則として、収益や利益を社員、理事、役員に配当または分配してはならない - 法人格は必要なし
主な 法人形態	- 信託 - 保証有限会社 - 権利能力なき団体 - 勅許状設立団体	- 非営利法人 - 人格のない社団 - 信託
法人格の 取得	- 会社法に基づき準則で判断。 （法人格は、チャリティ認定要件に必須ではない）	- 非営利団体は、州司法長官へ必要書類を提出することで法人格が付与される。（準則主義） （ニューヨーク州非営利法人法）
残余財産の 帰属	- 財産の譲渡にはチャリティ委員会の承認が必要。 - 債務の清算が行われた後、類似目的のチャリティに譲渡。	解散した場合、免税目的のために分配するか、連邦又は地方政府に寄贈される
監督	- チャリティ委員会は、登録チャリティの運営全般に関する包括的な指導監督権限を有するものではないが、法律上不適格者の理事を解任したり、不適切な管理運営団体に業務停止を命じたりすることができる。 - 年次報告書、会計報告書の報告義務あり。	- 税務当局によって監督される。 - 一部団体を除いて、毎年、収支報告義務あり - 収益・利益の分配禁止。 - 政治活動の禁止
税優遇	- 登録チャリティは、法人税は原則非課税 - 登録チャリティに対する寄附金の税控除	- 非営利団体の所得税免税 - 非営利団体に対する寄附金に対する税控除

（注）米国は、州ごとに制度が異なっているため、ここではニューヨーク州について記述している。

【出典】総務省海外調査等に基づき作成

	ドイツ	フランス
根拠法	・法人格：民法 ・公益性認定：租税通則法	・社団：非営利社団法 ・財団：メセナ推進法 ・税制：租税一般法
概要	・ドイツでは、民法により非営利社団に法人格を付与する登録社団法人制度（準則主義）及び財団に法人格を付与する制度（許可主義）と、租税通則法により地方税務署が公益性を認定し優遇税制を適用する制度の2段階構造。 ・公益性が認定されると、①公共補助金や融資を申請し授与可能となる、②本来事業及び関連する収益事業の免税や個人や法人の寄附について寄附控除が認められる。その他、寄附金が増加するなど社会的な信用が得られる。	・フランスでは、団体に対する法人格の付与と、公益性の承認による税制の優遇措置とを分けている。 ・公益性が認められた非営利法人（社団、財団）は、非営利活動を行う場合には法人税等は原則非課税となり、また、寄付金控除もある。 ・社団には、非営利社団が届出により法人格を得る届出非営利社団と、公益性の承認を得る公益性承認非営利社団がある。 ・財団には、公益性の承認を得て法人格を得る公益性承認財団と、一般企業が営利を目的としない法人を設立する企業財団がある。
公益性認定条件	・租税通則法に公益性認定要件が規定されており、地方税務局が公益性の内容（団体目的が公益、慈善、教会支援のどれかに当たる）、非営利性（資産の目的外使用禁止、構成員への利益分配禁止）、公益性の主体（公益目的を自ら遂行する）の3つの観点から公益性を判断。	・社団・財団が、内務省に公益性認定の申請をし、承認を得る。 ・公益性の基準は明文化されたものではなく、これまでの実績を基に、一般利益追求の目的、非営利目的、相当数の構成員・資産を有する、活動を継続できる財政的安定性がある、などを総合的に判断。
主な法人形態	・登録社団 ・財団 ・非営利有限会社	・届出非営利社団 ・公益性承認非営利社団 ・公益財団 ・企業財団
法人格の取得	・非営利社団は、管轄区地方裁判所に登記することにより法人格を付与される（準則主義）。 ・財団は、各州に申請し、許可されると、法人格を付与される（許可主義）。	・社団は、所在地の県庁又は郡庁へ設立を申請し、官報公示により届出非営利社団として法人格を付与される。 ・公益性承認財団は、内務省へ申請し、公益性を承認され、デクレ（政令）の公示により法人格を付与される。 ・企業財団は、県知事に申請し、許可を得、官報公示により法人格を付与される。
残余財産の帰属	・残余財産の帰属は、定款で定める。	・社団は、定款の規定又は総会の決定事項に従い帰属先を決定。 ・公益性承認財団は、財団の運営委員会の指定した同種団体へ帰属、企業財団は、同種の事業を行う公的施設等に帰属。
監督	・管理運営規則や監督規定はないが、公共の利益に反する場合には一部行政庁の関与あり（事後的関与）。	・届出非営利法人への監督規定はなく、定款変更など県庁への一部届出義務あり。 ・公益性承認社団は、年次活動報告、会計報告を県庁へ報告する義務あり。 ・公益性承認財団は、内務省より要求があれば、その活動の一切の情報・書類を提出する義務あり。 ・企業財団は、会計報告・年次活動報告を県庁へ提出する義務あり。
税優遇	・本来事業及び関連する収益事業の免税 ・非営利団体への個人・法人からの寄附について税控除	・税制上の公益性の審査は経済財政産業省が行う。 ・非営利目的の社団・財団に対しては、原則法人税等は非課税。 ・課税庁が一定の要件を満たしたと判断した公益性承認非営利社団・財団については、寄付金控除あり。